

[沿革] 平成24年6月例規(少)第24号 平成26年5月例規(交総)第29号
平成26年6月例規(少)第38号 平成27年7月例規(少)第28号
各部長・参事官・所属長

見出しの訓令を制定し、平成20年4月1日から実施することとしたが、制定の趣旨、制定の要点並びに解釈及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

なお、少年警察活動に関する訓令の制定について(平成12年例規(少)第2号)及び家庭裁判所に対するぐ犯少年の送致および通告の取扱いについて(昭和44年例規(防)第4号)は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

少年警察活動については、これまで、少年警察活動に関する訓令(平成12年本部訓令第1号。以下「旧訓令」という。)により運営してきたところであるが、触法少年による凶悪事件の発生などの非行少年の深刻な現状を受け、触法少年の事件についての警察の調査権限の整備等を内容とする少年法(昭和23年法律第168号)の一部改正がなされ、平成19年11月、施行された。

これにより、少年事件の捜査及び調査がより適正に行われるよう手続及び様式の規定などの所要の整備を図る必要が生じたほか、少年の安全に関する業務が生活安全部少年課(以下「少年課」という。)の所掌事務に移管となったことから、これに関連する規定の新たな整備が必要となった。

こうした情勢から、旧訓令を廃止し、新たに少年警察活動に関する訓令(平成20年本部訓令第12号。以下「訓令」という。)を制定するものである。

第2 制定の要点

1 「用語の定義」の整理(第2条)

少年法の改正に伴い、新たに「低年齢少年」について定義したほか、「街頭補導」、「少年相談」及び「継続補導」の定義を追加するとともに、「非行集団」の定義の見直し、「たまり場」の呼称の廃止等の定義の整理を行った。

2 少年警察活動の主体

(1) 少年センター、相談専門員、スクール・サポーター及び少年警察ボランティアに関する規定の新設(第3条、第5条から第7条まで)

少年相談、継続補導及び被害少年支援を実施する上で少年警察活動の拠点として重要性が高まっている千葉県警察少年センター(以下「少年センター」という。)について規定するとともに、複雑な少年相談の処理及び指導において専門的役割を担う立場である相談専門員、嘱託として学校等において活動を行うスクール・サポーター及び公安委員会、本部長又は生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)から委嘱された少年警察ボランティアについて規定した。

(2) 少年補導専門員の業務の追加(第4条)

少年補導専門員の業務に、少年に対する犯罪の防止を目的とした「少年の安全に関する業務」を追加して規定した。

3 少年を犯罪から守るための対策(第27条から第29条まで)

平成20年4月、少年課の所掌事務に「少年の安全に関すること」が業務移管されたことに伴い、訓令においても少年を犯罪から守るための対策を規定した。

4 触法調査に関する規定の新設

(1) 触法少年事件の調査及び管理(第57条及び第58条)

触法少年事件調査を適正に運用するため、

- ・ 原則として警察官が調査するものとするが、本部長の指定を受けた少年補導専門員は警察官の命を受け、触法行為の事実以外を調査できる
- ・ 署長は、個々の触法調査につき調査主任官を指名して管理する

こととした。

(2) 触法少年事件に係る押収物の措置（第64条）

押収物を還付することができない場合の還付に関する公告の手續及び押収物を県に帰属させ、又は廃棄処分若しくは換価処分する手續を新たに規定した。

(3) 触法少年事件の送致（第66条）

触法少年事件調査の結果、少年法第6条の6第1項に該当する触法少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪その他家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料する触法少年事件は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）に基づき、児童相談所長に送致しなければならないことを明確にした。

5 ぐ犯調査に関する規定の整備

(1) ぐ犯少年事件の調査及び管理（第72条及び第73条）

ぐ犯少年事件調査を適正に運用するため、

- ・ 警察官及び本部長の指定を受けた少年補導専門員が調査する
- ・ 署長は、個々のぐ犯調査につき調査主任官を指名して管理することとした。

(2) ぐ犯少年事件の送致・通告（第76条）

ぐ犯少年事件は、活動規則に基づき、当該少年の年齢、非行の危険性及び要保護性により判断して家庭裁判所へ送致又は児童相談所へ通告することを明確にした。

6 記録に関する規定の整備（第93条から第96条まで）

触法少年、ぐ犯少年及び要保護少年の調査の経過を明らかにするため、少年事件処理簿、少年事案処理簿及び少年事案処理確認簿の様式を定め、呼出簿及び令状請求簿の備付けを規定した。

第3 解釈及び運用上の留意事項

1 保護者の意義（第2条）

少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいい、学校関係者、職場関係者等は保護者には当たらない。

2 少年事件選別主任者等の職務（第13条）

少年事件選別主任者は、少年事件選別検討表（別記第1号様式）を活用し、少年の措置の選別、処遇意見等の決定が、少年の特性について十分踏まえたものとなるよう、署長に意見を述べるものとする。

3 継続補導の取扱い（第24条）

第4項の「その他の事情」の例としては、署担当職員と少年との間で、良好な関係が保持されている場合等が挙げられる。

4 少年の社会参加活動（第30条）

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要である。少年の社会参加活動の例としては、署の道場等における少年柔剣道教室、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問等が挙げられる。

5 少年警察部門以外の部門が担当できる事件（第37条）

(1) 第1項第2号に該当する犯罪少年事件

故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係る事件

(2) 第1項第3号に該当する犯罪少年事件

死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪

(3) 第1項第6号に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件

業務上過失致死傷又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第5条までに規定する事件

6 犯罪少年事件の取調べ上の留意事項（第49条）

少年の被疑者の取調べを行う場合において、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。したがっ

て、適切と認められる者であるかどうかは、少年の保護又は監護の観点から判断されるものであり、通常、少年を保護又は監護する者といえない者は含まれない。第2項第3号の「その他適切な者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。

7 触法調査関係

(1) 触法調査の基本（第55条）

第2項の「可塑性」とは、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。同項の「迎合する傾向にある」とは、少年は、質問の担当者の威圧感にい縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

(2) 触法調査を行う職員（第57条）

ア 「少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則」（平成19年国家公安委員会規則第23号）第1条は、少年補導専門員の職務に関し、「上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。」と規定していることから、触法少年の事件の事実についての調査は警察官が行うものとする。

イ 触法少年を発見した場合は、触法・ぐ犯少年発見報告書（別記第2号様式）を作成すること。ただし、他の報告書等により触法少年が判明している場合はこの限りでない。

(3) 調査主任官（第58条）

調査主任官は、触法少年の人定、年齢確認及び調査結果に関し触法少年事件チェック表（別記第3号様式）を作成することにより、触法少年事件の適正な調査及び管理を行うものとする。

(4) 付添人の選任等（第59条）

改正少年法により、触法調査に関し警察の調査権限の整備が行われたこと等に伴い、少年のより一層の利益の擁護を図るため、少年及び保護者が弁護士である付添人を選任できることとなった。このため、触法少年事件の調査に従事する者は、付添人制度の教示及びそれに関する配慮を行うこととした。

(5) 質問上の留意事項（第61条）

ア 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならないのは明らかである。そのため、「分からないこと」、「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えること。この場合においては、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。

イ 第2項の「適切と認められる者」の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が挙げられる。

(6) 強制の措置等（第63条）

活動規則第21条第1項の「やむを得ないとき」は厳格に解するものとし、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官が、令状請求時に単に不在である場合などは当てはまらない。

(7) 還付公告等（第64条）

ア 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第1項は、押収物の還付を受けるべき者の所在がわからないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、公告しなければならないと規定していることから、たとえ社会通念上無価値物と認められる物件であっても公告を行うものとする。

イ 還付請求期間は、署掲示場における14日間の掲示の末日の翌日を初日として6か月の期間を起算する。

ウ 公告は、調査を遂げた後行うものとし、次のいずれかの場合に行う。

(ア) 署長が、いわゆる「警察限りの措置」を決定したとき。

(イ) 児童相談所に通告した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致しないことが判明したとき。

(ウ) 児童相談所に通告した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致したときは、少年の審

判終局が決定したことが判明したとき。

(エ) 児童相談所長に送致した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致しないことが判明したとき。

(オ) 児童相談所長に送致した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致したときは、少年の審判終局が決定したことが判明したとき。

(8) 児童相談所長への送致（第66条）

ア 関係書類

触法少年事件調査の結果、少年法第6条の6第1項各号に該当するときは、触法少年事件送致書（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第32号）を作成し、身上調査表（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第21号）及び調査に係る書類とともに、児童相談所長に送致する。

イ 送致先

触法少年事件調査を行った署の所在地を管轄する児童相談所長に送致するものとする。例えば、館山市居住の少年を千葉中央署において調査を行った場合、千葉市児童相談所長に送致することとなる。

ウ 送致方法

触法少年事件を送致するとき、関係書類を追送するとき及び証拠物を送付するときは、触法少年事件送致表（別記第4号様式）を使用し、当該触法少年事件送致表に必要事項を記載の上、送致等の手続時、担当係員の受領印を徴し、その経過を明らかにすること。

(9) 児童相談所への通告（第67条）

少年を要保護児童（児童福祉法第6条の3に規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」をいう。）として、児童相談所に通告する必要があると認めるときは、調査を行った署の所在地を管轄する児童相談所に通告するものとする。また、通告は、児童福祉法に基づく行為であり、調査過程において作成した調査に係る書類の添付を要しない。

(10) 少年の一時保護に係る留意事項（第68条）

触法少年事件調査の過程において、その少年が児童福祉法第33条による一時保護の必要な児童であることが判明したが、児童相談所が遠隔地にある又は夜間にわたるなどのため、児童相談所長が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から一時保護を委託された場合、警察において児童を一時保護することができる。

警察が児童に一時保護を加える期間は、児童相談所に引き渡すまでの必要最小限度であり、原則として児童に一時保護を加えたときから24時間を超えないこと。

8 ぐ犯調査関係

(1) ぐ犯調査を行うことができる職員（第72条）

ぐ犯少年を発見した場合は、触法・ぐ犯少年発見報告書を作成すること。ただし、他の報告書等によりぐ犯少年が判明している場合はこの限りでない。

(2) ぐ犯少年の送致又は通告（第76条）

ぐ犯少年の取扱いは、当該少年の年齢により、要件、送致又は通告先及びその方法が異なることから留意すること。

ア 14歳未満

児童福祉法に基づき児童通告書（警察庁訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

イ 14歳以上18歳未満

(ア) 家庭裁判所への送致

緊急の保護を要し、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料されるぐ犯少年は、ぐ犯少年事件送致書（警察庁訓令別記様式第33号）により家庭裁判所に送致する。この場合、身上調査表及び少年カードを作成する。

(イ) 家庭裁判所への通告

前(ア)以外で、少年法第6条第1項に規定する家庭裁判所の審判に付すべきぐ犯少年は、

ぐ犯少年事件通告書（別記第5号様式）により家庭裁判所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

（ウ） 児童相談所への通告

要保護性が比較的軽く、児童福祉法による環境調整が効果があると認められるぐ犯少年は、児童通告書により児童相談所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

ウ 18歳以上

児童福祉法適用対象外年齢であるため、ぐ犯少年事件送致書により家庭裁判所に送致する。この場合、少年カードを作成する。

9 不良行為少年の補導（第81条及び第82条）

（1） 不良行為少年に対する注意、指導等

ア 職員が不良行為少年を発見した場合は、その不良行為の中止を促す等当該少年に対する必要な注意若しくは指導を行い、又は非行の防止その他健全な育成上必要な助言を行うものとする（少年相談として処理するものを除く。）。

イ 少年に対する現場での注意又は指導のみでは少年の非行の防止その他健全な育成上十分でない認められる場合は、保護者、学校関係者又は職場関係者（この例規通達において以下「保護者等」という。）に対し、当該不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

ウ 次に掲げるもののほか、現場において保護者等に対する連絡を速やかに行うことが必要と認められる場合は、補導に従事した職員、その幹部等が不良行為の事実及び少年の状況について連絡を速やかに行い、その旨を少年補導票に記載すること。

（ア） 不良行為の時間、場所等から判断して、少年が犯罪被害を受けるおそれがある場合

（イ） 少年の反省の情が乏しく、再び行為を繰り返すおそれが大きい場合

（ウ） 健全な育成上、少年に所持させておくことが適当でない認められる物件を所持している場合

エ 保護者等に対する連絡の必要性は少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は原則として少年警察活動を担当する係（以下「少年係」という。）が行うこと。

前ウによる連絡がすでに行われている場合であっても、少年事件選別主任者はその連絡が適正に行われたものであるかを確認し、特に必要と認められるときは、少年係が保護者等に対する連絡を行う。また、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者にも連絡するよう配慮する。

（2） 少年補導票の整理

少年補導票は、少年の氏名を五十音換数表（別表）により換数した番号（以下「氏名換数番号」という。）の順に整理するものとし、氏名換数番号が同一の場合は、生年月日の早いものから順に整理するものとする。

（3） 少年補導票の保管

ア 少年補導票は、少年事件選別主任者が保護者等への連絡が必要と判断し、連絡を行ったもの（連絡の必要があると認めたが連絡できなかったものを含む。）について保管するものとする。

イ 現に保管中の少年補導票に係る少年について、更に少年補導票を作成し、又は送付を受けたときは、現に保管中の少年補導票と併せて保管するものとする。

10 福祉犯の被害少年の支援等（第89条）

被害少年全般に対する支援と同様に支援することはもちろんのこと、潜在性が高いという犯罪の性質上、徹底した捜査及び検挙が、ひいては被害少年の保護につながる。

しかしながら、福祉犯の被害少年は、精神的な未成熟さや無知につけ込まれて被害に遭っていることから、その再被害を防止するためには、当該少年の保護者、学校関係者その他の関係者に対し、特に配慮を求めるものとする。

11 児童虐待（第92条）

（1） 児童虐待とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものがその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢若しくは拒否又は心理的虐待を加えるこ

とをいう。

ア 身体的虐待の例

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す等

イ 性的虐待の例

児童に対し淫行をする、児童ポルノの被写体にする、性的暴力・性的行為を強要・教唆する等

ウ 怠慢又は拒否の例

乳幼児を家に残したまま長時間外出する、適切な食事を与えない、病気になっても医者に診せない等

エ 心理的虐待

他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的な取扱いをする、児童の面前で配偶者その他家族等に対し暴力を繰り返す等

- (2) 児童相談所長等から援助の求めを受けた署長は、児童相談所長等と適切な連携と役割分担が実現されるよう、個別事案に即して具体的な援助の内容を判断し、適切な措置を講じるものとする。

なお、警察の行う援助は、児童福祉に関する事務に従事する職員が行う権限行使の補助ではなく、警察官職務執行法その他法令の定めるところによって措置を講ずるものであることに留意すること。

12 記録

- (1) 呼出簿及び令状請求簿（第95条及び第96条）

生活安全課以外の課において、触法調査又はぐ犯調査のための呼出し又は触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分の許可状の請求を行う場合は、生活安全課に備える呼出簿又は令状請求簿を使用し、生活安全課長の決裁を経て署長の決裁を受けるものとする。

なお、これは調査を行う課の課長の決裁を妨げるものではない。

- (2) 少年カード（第97条）

ア 少年カードを作成し、又は送付を受けたときは、少年カード索引簿（別記第6号様式）に記載して、その処理のてん末を明らかにしておくものとする。

イ 少年カードは、次の方法により取り扱うものとする。

(ア) 少年の氏名を氏名換数番号の順に整理するものとし、氏名換数番号が同一の場合は、生年月日の早いものから順に整理するものとする。

(イ) 現に保管中の少年カードに係る少年について、更に少年カードを作成し、又は送付を受けたときは、現に保管中の少年カードと併せて保管するものとする。

別表（第3の9(2)）

五十音換数表

1	あ	い	う	えゑ	おを
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	(わ)	ゆ	よ	(ん)
9	ら	り	る	れ	ろ
0	空字				

注1：姓及び名の各頭の2音を組み合わせること。

2：濁音及び半濁音は、清音に準じること。

3：姓又は名が1音のときは、2字目を空字として、0を付すこと。

例 甲 乙一郎 = 2 1 1 4

李 漢永 = 9 0 2 8

以下別記樣式省略